

社援発０３３１第１５号
令和７年３月３１日

各 都道府県知事 殿
市区町村長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療支援給付運営要領について」の一部改正について（通知）

医療支援給付については、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療支援給付運営要領について」（平成20年３月31日付け社援発第0331009号厚生労働省社会・援護局長通知）により取り扱われているところであるが、今般、当該通知の一部を別紙のとおり改正し、令和７年３月31日から適用することとしたので、御了知の上、その取扱いに遺漏のなきを期されたい。

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
第 1 (略) 第 2 医療支援給付実施方式 1～4 (略) 5 調剤の給付 (1) (略) (2) 後発医薬品の給付 <u>生活保護法第 34 条第 3 項の規定の例により、医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができる」と認めるときは、後発医薬品を調剤するよう、指定医療機関及び指定薬局に対して周知徹底を図ること(後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価よりも高くなっている又は先発医薬品の薬価と同額となっている場合を除く。)。また、被支援者に対しても、本取扱いについて周知徹底を図ること。</u> <u>なお、後発医薬品の給付に係る具体的な取扱いについては、別に定めるところによる。</u>	第 1 (略) 第 2 医療支援給付実施方式 1～4 (略) 5 調剤の給付 (1) (略) (2) 後発医薬品の給付 <u>ア 指定医療機関及び指定薬局における取組</u> <u>医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができる」と認めるときは、次のとおりの取扱いにより、後発医薬品を調剤するよう、指定医療機関及び指定薬局に対して周知徹底を図ること(後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価よりも高くなっている又は先発医薬品の薬価と同額となっている場合を除く。)。また、被支援者に対しても、本取扱いについて周知徹底を図ること。</u> <u>(7) 処方医が一般名処方を行っている場合又は銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としていない場合には、指定医療機関又は指定薬局は、後発医薬品を調剤すること。このため、先発医薬品の調剤が必要である場合は、処方医が必ず当該先発医薬品の銘柄名処方をする必要があること。</u> <u>(イ) ただし、後発医薬品の在庫がない場合は、先発医薬品を調剤することが可能であること。</u> <u>(ウ) 後発医薬品の使用への不安等から必要な服薬がで</u>

6～11 （略） 第3～6 （略） 別紙第1号～別紙第3号の4 （略）	<u>きない等の事情が認められるときは、薬剤師が処方医に疑義照会を行い、当該処方医において医学的知見に基づき先発医薬品が必要と判断すれば、先発医薬品を調剤することができるものであること。</u> <u>ただし、処方医に連絡が取れず、やむを得ない場合には、指定薬局から支援給付の実施機関に確認の上、先発医薬品を調剤することができるが、速やかに（遅くとも次回受診時まで）薬剤師から処方医に対し、調剤した薬剤の情報を提供するとともに、次回の処方内容について確認すべきものであること。</u> <u>イ 支援給付の実施機関における取組</u> <u>上記アの（7）の場合又は（ウ）の処方医への確認後、再度医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができる」と認められた場合において、指定医療機関又は指定薬局における説明を受けても、なお先発医薬品の使用を希望する患者に対しては、支援給付の実施機関において制度について説明し、理解を求めること。</u> 6～11 （略） 第3～6 （略） 別紙第1号～別紙第3号の4 （略）
--	---